

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

核軍縮： 新政権に 期待する

斬新な各論の提案のために まず原理の確立を

民主、社民、国民の連立政権が発足した。日本の歴史に残る政権交代である。圧倒的な数を持つ最大与党・民主党は、政権公約において「核兵器廃絶の先頭に立つ」、「北東アジア地域の非核化をめざす」と書いた。世界では、オバマ米大統領が主導する「核兵器のない世界」への潮流が動いている。被爆国日本が、これまで果たせなかった核兵器廃絶への役割を果たすべき歴史的な好機が訪れている。期待は大きい。しかし、道は平坦ではなく、政権の足下も確かとは言えない。

政策の状況分析を

これまでの政権が核兵器廃絶のためにどのような政策をとり、どのような限界を示してきたのか、経過と状況分析を行うことが、新政権の第一の課題であろう。

現行の防衛計画大綱は、日本の核兵器政策を次のように要約している。

「我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、…**非核三原則**を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備するとの基本方針を引き続き堅持する。

核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。同時に、**核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組**において積極的な役割を果たすものとする。また、その他の大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組にも積極的な役割を果たしていく。」

新政権の核兵器政策も、すべてこの現状から出発する。ここにはすでに、「非核三原則の遵守」や「核兵器のない世界を目指して積極的な役割を果たす」と述べられている。8月の広島、長崎の平和宣言では、「**被爆の苦しみを知る唯一の被爆国**」であることを強調し、核兵器廃絶に向かって「**国際社会の先頭に立つ**」と繰り返し誓ってきた。

このような基本方針の下において、個別的な政策について国連総会、核不拡散条約(NPT)再検討会議、ジュネーブ軍縮会議(CD)その他において、日本は次のような政策をとってきた²。主要なものを掲げる。

◆包括的核実験禁止条約(CTBT)

国内法を整備し、世界で一番乗りの批准を果たし、早期発効に概して積極的であった。CTBT機構への財政支援や国際監視システム(IMS)の完成に貢献。個々の発効要件国への署名、批准の働きかけ外交を行った。しかし、爆発を伴わない核実験を容認した。

◆カットオフ条約(FMCT)

検証を伴うカットオフ条約(兵器用核分裂性物質生産禁止条約)に対して日本は積極的に支持してきた。しかし、すでに有り余る濃縮ウランやプルトニウムを保有している核兵器国の既存物質の扱いについて、明確な見解を表明して来なかった。

◆法的拘束力のある消極的安全保証(NSA)

日本は消極的支持であった。新アジェンダ連合が積極的に推進してきたのと対照的である。日本が提案する国連総

今号の内容

核軍縮：新政権への期待

安保理<核>サミットの成果と課題

<資料>決議1887(抜粋訳)

FMCT協議に再び暗雲

「核持込み密約」と「非核二・五原則」

〔連載〕いま語る—28

高木みのりさん(天然素材パン工房経営)

会決議において主張はしないが、他国が提出したこの趣旨の決議には賛成票を投じている³。

◆核兵器禁止条約に導く交渉開始(マレーシア決議)

日本は不支持を続けてきた。繰り返して述べられている不支持の理由は「ステップ・バイ・ステップ」に前進してゆくべきであり、禁止条約の早期締結に導くような交渉は時期尚早である、というものであった⁴。

◆米ロ・モスクワ条約の評価とさらなる大幅削減の要求

日本はモスクワ条約(戦略攻撃力削減条約、SORT)の欠陥を指摘することなく評価してきた。その上でさらなる大幅削減を要求した。これに対して、新アジェンダ連合などは、削減を歓迎しさらなる削減を求めることは日本と変わらないが、検証を伴わない削減や一部の削減弾頭の保存を許すモスクワ条約の仕組みを批判した。

◆戦術核兵器の削減や廃棄

日本は一般的には戦術核兵器の削減を要求してきた。しかし、これを緊急の課題とする新アジェンダ連合の国連決議⁵には賛成せずに棄権した。米国からの説得という名の圧力があつたと考えられている。

◆非核兵器地帯の設立と強化

日本は一般的には非核兵器地帯の設立や強化には賛成してきた。しかし、北東アジア非核兵器地帯に関しては時期尚早として国際的な話題にすることを拒んできた。

前政権がとったこれらの個別政策について、新政権はその論理を検証する必要がある。とりわけ、新アジェンダ連合諸国のとってきた政策との比較検討が大切であろう。

各論における政策転換

新政権は、核軍縮・不拡散分野での外交デビューをすでに果たした。9月24日の国連安保理首脳会議と国連総会一般討論において鳩山首相が、そして同日の第6回CTBT発効促進会議において岡田外務大臣が、それぞれ演説を行った。論調において過去の政権よりも積極的な印象を与えたが、政策内容は従来の枠組みに留まることによって、まずは堅実な第一歩を踏み出したと言えるであろう。

米国との対等な協力関係という新政権の立場からすれば、前述した個別課題のいくつかにおいては、これまでの政権がなしえなかった一歩を踏み出すことが可能であろう。

たとえば、法的拘束力のある**消極的安全保証**に関しては、NPTの2000年合意に従って、日本は新アジェンダ連合とともに積極的に推進できるはずである。オバマ政権の反発は無いであろうし、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮、DPRK)に関して言えば、日本の積極性はNPT復帰を促しこそすれ、複雑な問題を発生するとは考えられない。

また、**マレーシア決議**に対してとり続けて来たこれまでの日本政府の態度は、理不尽としか言いようのないものであった。ステップ・バイ・ステップの措置の実現は、決議が要求する包括的なテーブルを基礎にして促進できると考えられる。新政権誕生を契機として賛成に転じることが強く望まれる。

さらに、新政権が**戦術核兵器の削減**を積極的に推進することにも障害があるとは思われない。米国の「核の傘」に対する意見が新政権内において整理されていないことを前提としても、戦術核の削減を積極的に主張することに支障

はないであろう。核巡航ミサイルが拡大抑止力に不可欠であるかのような議論にはほとんど根拠はない。NPT2000年合意には「非戦略核兵器の削減」という合意項目があり「一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること」という内容が全会一致で採択されている。

ここに例示したような政策転換は、新政権がすぐにも取り組むことができるものであろう。しかも、そうすることによって政権交代によって日本が変化したことを印象づけることができる。

なぜ核兵器廃絶か

しかし、本稿では新政権はもっと根本的な部分において、世界をリードすべきであると主張したい。

そのためには、日本が依って立つ原理を政権の合意として確立することが重要であろう。原理に合意したからと言って、それがそのまま外交政策となるわけではない。どのような各論を打ち出すかは、次のステップの問題である。原理が確立していれば、さまざまな革新的な現実的工夫が生まれてくる可能性があるし、それに対する説明責任を果たすことも可能である。

2つの側面からの考察をしたい。いずれも「なぜ私たちは核兵器廃絶を主張するのか」という根本的な問いに関わっている。

第1に、「唯一の被爆国」と枕詞のように言われる言葉の意味を正確に把握したい。それは「ノー・モア・ヒバクシャ」という被爆者の叫びに集約されている。「この苦しみをこれ以上誰にも味わって欲しくない。そのことを声を大にして言うことのできる国が日本であるし、言わなければならない道義的責任を負っている」というのが、「唯一の被爆国」に込められた意味であろう。

これは「ノー・ユース」の原理を意味する。

現存するいかなる兵器禁止条約も、このような「ノー・ユース」の叫びを原動力として誕生してきた。生物兵器、化学兵器、対人地雷、クラスター爆弾など、すべては被害の凄惨さ、残虐さ、非人道性を原点として締結に漕ぎつけた。ところが、その意味では最悪の兵器であるにもかかわらず、核兵器には「ノー・ユース」の規範が生まれていない⁶。「唯一の被爆国」は、現状を変えなければならないという原則に立つことによって、その名にふさわしい役割を果たすことができるのではないだろうか。

永年にわたって核兵器禁止に格闘してきた国際社会が、「ノー・ユース」の規範の確立を試みなかった訳ではない。

最近では例年のように「核兵器の使用禁止に関する条約」というタイトルの国連総会決議が採択されている。その主文は「核兵器の使用や使用の威嚇をいかなる状況においても禁止する国際条約に合意するため、ジュネーブ軍縮会議(CD)に交渉の開始を再要求する」という簡潔な内容である⁷。しかし、これは手垢にまみれた国連決議であると言っても過言ではない。この決議を主導しているのは核実験を強行したインドであり、行き詰まっているCDの現状を知りつつCDに交渉を要求している。しかも、96年にCDにおいてCTBT交渉を行き詰ませたのがあのインドであったことは記憶に新しい。

このような不幸な状況を乗り越えて、「ノー・ユース」の規範を確立できるのは、モラル・オーソリティを回復した

「核不拡散と核軍縮」国連安保理サミット 核兵器のない世界へ決議

—— 困難を乗り越えるには 市民社会の関与が不可欠

9月24日、国連安全理事会において「核不拡散と核軍縮」を主題とする首脳会議が15カ国¹が参加して開かれ、「核兵器のない世界」に向かう決意を示した決議が満場一致で採択された。これによって07年のシュルツら4人の米元高官による提言に端を発したビジョンは多国間協議プロセスの端緒に立った。だがビジョン実現には、多くの困難を乗り越えなければならない。市民社会の関与をいっそう強める必要がある。

希望と覚悟、そして困難

首脳会議は、7月の「ラクイラ・サミット」におけるG8「不拡散宣言」²から2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議にいたる一連の国際合意形成の流れの中で「死活的な安全保障問題に対する重要な世界的注意を喚起する」ことを目的に、米国の呼びかけで開かれた³。

会議は冒頭に米国が起草し、予め周到に調整されていた「決議1887」を満場一致で採択することによって開幕した。議長として冒頭発言にたったオバマ大統領は、次のように意欲と覚悟を述べた⁴。

「我々は、核兵器のない世界を実現することの困難について、何らの幻想も抱いていない。(略)我々が築き、愛するものを相違や分裂によって破壊することはできない。

つづいて発言にたった潘基文(パン・ギムン)国連事務総長は、この会議の開催は、自身が08年10月に明らかにした5項目提案⁵に合致するものであることを想起しながら、

被爆国日本のリーダーシップしかないように思われる。そして、このようなモラル・オーソリティの回復こそが、新政権への大きな期待である。

道義的権威の回復のためには、日本が核兵器に依存しない安全保障政策に向かう姿勢を示すことがまず必要である。

国連の目的に照らす

第2に、人間社会の未来にとって、核兵器廃絶がどのようなビジョンを切り開くのかという視点が求められる。

核抑止論に支配されている世界秩序は、文明の名に値しない世界である。人間社会がこのような形で持続可能なはずがないと常識は告げている。核兵器廃絶は、単に一つの非人道兵器の廃絶を意味するのではない。それは、核兵器の比類のない破壊力のために歪められてきた国際秩序の根本的な正常化を導く前提である。新政権が、このような原理的立場に立つことを期待する。

それは、国連憲章に合致した国際社会に近づくために避けて通ることのできない関門であるとも言える。憲章は、国連の目的を「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させる」、さらには「経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成する」と述べている。核兵器の威嚇に支配された社会において、このような国際社会の実現は不可能であろう。

「核軍縮のみが、より安全な世界へと向かう唯一の健全な道である」と訴えた。さらに事務総長はこの会議を「一過性のものにするのではなく、この気運を持続すること」の重要性を強調した。

このあと、14の理事国首脳とエルバラダイIAEA事務局長が決議を支持し、歓迎するとともに乗り越えるべき課題を提起する発言を行ったが、紙幅の関係で割愛する。5核兵器国(P5)首脳と鳩山首相の発言の抜粋は次号で紹介する。


新次元に入った「核兵器のない世界」へのビジョン

07年、08年の2度にわたり発表されたシュルツ、キッシンジャーらによる「核兵器のない世界」への提言は、国際社会に着実に波紋を広げてきた。イギリス、イタリア、ドイツの元高官らの賛同・呼応に続き、波紋は現役政治家たちの間にも広がった。08年10月の潘基文の5項目提案もその流れの中にあっただ。この気運の政治的リアリティを格段に

9月24日の核不拡散・核軍縮のための安保理首脳会議に対して、国際NGO中堅国家構想(MPI)は、次のような声明を送った。

「核兵器廃絶が必要なのは、核兵器が許容できない危険を及ぼしているという理由からだけではなく、核兵器を保有する国と保有しない国からなる現在の体制が、効果的な世界秩序が生まれることを妨げているからである。このシステム、そして核兵器自身を除去することが、我々のこの相互に依存しあっている世界が直面している深刻な諸問題——環境への脅威、財政不安、貧困、病気のような諸問題に取り組むために必要とされている。」⁸

核抑止論は、環境、貧困、疾病などの問題に協力し合う国際社会の実現を妨げているものとして、多くの人たちの目に映り始めている。

新政権が、核兵器の問題を根本原理に立ち返って考察することを願って止まない。そこから、さまざまな創意と工夫が生まれてくる。(梅林宏道) 

注

- 1 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(04年12月10日、閣議決定)
- 2 日本政府の具体的政策については評価委員会(座長:梅林宏道)による「核軍縮日本の成績表2002-05」に詳しい。なかでも05年版は要約版として使いやすい。 www.peacedepot.org/theme/npt/list1.htm
- 3 昨年の決議はA/RES/63/39。反対したのはブッシュ政権の米国のみ。
- 4 昨年の決議はA/RES/63/49。日本の棄権投票の理由(英文)も以下のウェブサイトで見られる。 www.reachingcriticalwill.org/
- 5 02年(A/RES/57/58)と03年(A/RES/58/50)。
- 6 本誌331-2号(09年7月15日)で、さまざまな兵器禁止条約を比較し、核兵器にはこのような規範が条約化されていないことを論じた。
- 7 昨年の決議はA/RES/63/75。
- 8 英文、日本語訳全文 <http://www.saijuku.jp/site/blog/documents.html>

高めたのは、4月5日のオバマ大統領のプラハでの演説であった。しかし、実現のプロセスには多くの困難な課題が存在し、それらが一国もしくは二国間の努力のみで克服できないことも明らかであった。オバマ大統領は、このような現状認識から、「核兵器のない世界」へのビジョンを多国間協議に裏打ちされた国際潮流へと飛躍させるチャンス、周到かつ注意深く探ってきたように思われる。

9月17日、オバマ大統領はチェコとポーランドにおけるミサイル防衛(MD)システム配備を見直すを発表し、米ロ核軍縮交渉を阻害する要因を除去した上でこの首脳会議に臨んだ。一方、プラハで表明した「国家安全保障における核兵器の役割の減少」やCTBTの早期発効に対しては議会、国防総省・軍の根強い抵抗がある。このような抵抗を国際世論で包囲するという意図もオバマ大統領の念頭にあったものと想像できる。

2010年のNPT再検討会議は、「核兵器のない世界」に向けた行動の出発点とされなければならない。その意味で、P5を主要構成国とし、「軍備規制の方式を確立するため国際連合加盟国に提出される計画を作成する」(国連憲章第26条)ことを任務とする安保理で、核問題を包括的にとりあげる首脳会議が開かれたことの歴史的・政治的意義はきわめて大きい。

これを主導したオバマ大統領の思慮と行動力は賞賛に値するものである。

「決議1887」の成果と欠落

決議1887の抜粋を5ページに示す。「核兵器のない世界を作り出す」決意の表明に始まる前文と主文29節を持つ決議の条項の多くは、「不拡散体制の強化」に関するものである。核軍縮関連条項は新味にも具体性にも欠けるものであった。もちろん、決議が「不拡散」に関する既存の合意を「核兵器のない世界」への文脈において確認したことの意義は大きい。しかし同時に露呈されたのは、核軍縮分野で前進するための準備が米はじめ主要国にできていないという現実であった。

以下、決議の主たる成果と課題を要約する。

■CTBT早期発効への強い意志を表明

決議は、包括的核実験禁止条約(CTBT)の「署名、批准、早期発効」を強く求めた(主文第7節)。この条項はP5の未批准国である米国、中国にとっては批准への意思表明としての意味を持つ。同時に、インド(未署名・未批准)、パキスタン(同)、イスラエル(未批准)、そして北朝鮮(未署名・未批准)に対する強いメッセージでもある。とりわけ米国の早期批准がこの条項の履行の鍵を握っているのは言うまでもない。24日から国連本部で開かれたCTBT発効促進会議には、米政府代表としては10年ぶりにクリントン国務長官が出席して、批准への強い意欲を表明した。これはこの条項を強く裏打ちする行動であった。

■欠落した核軍縮の具体論

決議は、NPT第6条の下での「核兵器の全面的な削減と軍縮に関する条約」の交渉を「すべてのNPT加盟国」に求めている(主文第5節)。しかし、核兵器国による核軍縮努力については、前文で米ロの核軍縮努力等を「歓迎」し、さらなる努力の「必要性を強調」しているものの、主文では具体論への言及はない。また「安全保障戦略における核兵器の役割

の低減」のための行動についても言及がない。

■「拘束力のあるNSA」には触れず

「非核兵器国に対する消極的安全保証(NSA)」については、1995年の「安保理決議984」とそこで言及された「5核兵器国の(NSA)声明」を「想起する」とした(主文第9項)のみであり、2000年NPT再検討会議・最終文書が示した、「拘束力のあるNSA」には触れていない。

同じく2000年最終文書でその必要性が確認された「非核兵器地帯の設立」についても主文には含まれず、前文で非核兵器地帯が核不拡散体制の強化と核軍縮という目標に資することを「再確認」するに留まった。

■FMCTでは「既存の備蓄」に踏み込まず

決議は、ジュネーブ軍縮会議(CD)の2009年「作業計画」を歓迎し、FMCTの早期交渉を求めている(主文第8節)。しかし、「既存の備蓄」をFMCTの対象に含めるという論点については言及がない。CDの今年度第三会期が、同計画の手続き事項案に合意できないまま9月18日に終了したことは別記事(6ページ)のとおりである。その要因となったのは、パキスタンが「既存の備蓄」を含む諸問題で強い抵抗を示したことだったことを忘れてはならない。

■不拡散強化策の具体策示す

一方「不拡散の強化」の方針を具体論にまで踏み込んで示しているのが決議の特徴である。

例示すれば、NPT遵守における安保理の責任(第1節)、同条約の下での権利と義務遵守の不可分性(第3節)、同条約の普遍化のための加盟奨励(第2節)など、NPT体制の強化に関する条項が主文の冒頭に配置された。また原子力平和利用における3S(保障措置、安全、核セキュリティ)の強化(第11～13節)、IAEA理事会による核燃料の生産と供給の多国間管理(14節)、IAEAとの包括的保障措置協定及び追加議定書締結の要求(第15節)、といった基本原則の確認に加え、非国家主体への核拡散防止のための義務を定めた安保理決議1540(2004年)を履行促進・強化することが確認された。

また、決議は、オバマ大統領がプラハ演説で表明したように、「全ての兵器用核分裂性物質の4年以内の安全確保」のために、核セキュリティ基準の改善などをすべての国家に求めた(第24節)。

■安保理の役割に具体論なし

潘基文国連事務総長が前記の08年10月の演説でおこなった提案には、安保理常任理事会が、核軍縮プロセスに関する協議を開始することが重要課題として含まれていた。このことから、決議では安保理に核軍縮を扱う下部機関を置くなどの具体的措置が示されることが期待された。しかし前文において、軍備管理と社会・経済発展という国連の設立目的を体現する安保理理事会の役割を強調した1992年1月31日の「議長声明」を「再確認する」としたのみで、具体的措置には言及がなかった。

このように決議1887は、国際社会の意欲を喚起する強いメッセージを発したが、同時に具体論になると「核兵器のない世界」に進むことの困難の深さも明らかになった。オバマ大統領は冒頭発言で、この困難の前で国際社会がひるむことは許されないと次のように話した。「いかに障害が大きく見えようとも、我々は戦争の兵器を削減するための努力を止めてはならない。核兵器が地球上から消え去る

国連安全保障理事会決議1887
2009年9月24日採択 <抜粋訳>

安全保障理事会は、

核不拡散条約(NPT)の目標に従い、国際の安定を促進する方法で、また、すべてにとって安全保障が減じない原則に則って、すべてにとってのより安全な世界を追求するとともに、核兵器のない世界に向けた条件を創り出すことを決意し、

すべての加盟国が軍備管理及び軍縮にかかわる義務を果たし、すべての大量破壊兵器のあらゆる局面での拡散を防止することの必要性を盛り込んだ、1992年1月31日の安保理首脳級会合で採択された議長声明(S/23500)を再確認し、

(略)

大量破壊兵器ならびにその運搬手段の拡散が、国際の平和と安全への脅威であることを再確認し、

(略)

NPTが引き続き核不拡散体制の礎石であるとともに、核軍縮の追求と核エネルギーの平和利用における重要な基盤であることを強調し、

NPTに対する確固たる誓約と、その効果的な履行に向けては国際的な核不拡散体制の維持、強化がなされるべきとの確信を再確認し、

グローバルな安全保障の強化をめざしたあらゆる側面での軍縮のいっそうの前進を求め、

2008年11月19日に開催された安保理会合で採択された議長声明(S/PRST/2008/43)を想起し、

核兵器計画の断念あるいは核兵器保有の放棄といった非核兵器国の決定を歓迎し、

核兵器国が実施し、完遂した核軍備削減及び軍縮努力を歓迎するとともに、NPT第6条に従って核軍縮の分野でのさらなる努力を追求することの必要性を強調し、

これに関連して、2009年12月に失効する米口戦略攻撃兵器削減条約に代わる新たな包括的で法的拘束力のある協定の締結に向けた交渉を行うとした米口の決定を歓迎し、

非核兵器地帯条約の締結をめざした措置を歓迎、支持するとともに、1999年の国連軍縮委員会ガイドラインに従って関係する地域の国家間において自由に合意された取り決めに基づき国際的に認知された非核兵器地帯を設立することは、グローバルならびに地域の平和と安全を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮という目標の実現に資するという確信を再確認し、

この文脈において、2010年4月30日にニューヨークで開催される第2回非核兵器地帯加盟国・署名国会議に対する支援に留

意し、

(略)

核テロリズムの脅威に深く憂慮し、また、すべての加盟国が核物質あるいは技術協力がテロリストに供与されることを防ぐ効果的な措置を講じる必要性を認識し、

国際原子力機関(IAEA)との連携のもと、核エネルギーの平和利用に関する国際会議を開催するイニシアティブに関心をもって留意し、

核セキュリティに関する2010年のグローバル・サミット開催への支持を表明し、

核物質防護条約及び同条約の2005年修正条項、さらには核テロリズム防止条約に対する支持を再確認し、

(略)

NPTのあらゆる目的を促進するうえでの市民社会の貢献に留意し、

国連安保理決議1540(2004)と、同決議に盛り込まれた措置をすべての国が完全に履行する必要性を再確認するとともに、すべての加盟国と国際・地域機構に対し、国連安保理決議1810(2008)の求める包括的再検討の間を含め、その決議に従って設立された委員会に積極的に協力するよう求め、

1.不拡散義務が遵守されていない状況は安保理に注意喚起されねばならず、安保理はその状況が国際の平和と安全に対する脅威であるかを判断することを強調する。また、そのような脅威への対処が安保理の主たる責務であるということを強調する。

2.NPT加盟国に対し、条約の下でのすべての義務を完全に遵守するよう求める。

3.加盟国によるNPT上の利益の享受は、その下での義務遵守によってのみ、保証されることに留意する。

4.すべてのNPT未加盟国に対し、条約の普遍性を早期に達成すべく、非核兵器国として加盟するよう、また、条約に加盟するまでの間はその条項を遵守するよう求める。

5.NPT加盟国に対し、条約第6条に従い、核軍備削減と軍縮に関する効果的な措置について、また、厳格かつ効果的な国際管理の下での全面完全軍縮に関する条約について、誠実な交渉の追求を約束するよう求めるとともに、こうした努力に他のすべての国が参加するよう求める。

6.すべてのNPT加盟国に、2010年のNPT再検討会議が成功裏に条約を強化し、条約の3本柱、すなわち核不拡散、核の平和利用、核軍縮のいずれにおいても現実的かつ達成可能な目標を設定できるよう協力を求める。

7.すべての国に、核爆発実験の実施を控え、また、包括的核実験禁止条約(CTBT)を署名ないし批准し、よって条約の早期発効を

実現するよう求める。

8.ジュネーブ軍縮会議(CD)に対し、可能な限り早期に核兵器あるいはその他の核爆発装置に用いる核分裂性物質の生産禁止条約の交渉に入るよう求めるとともに、2009年の作業計画が全会一致で採択されたことを歓迎し、すべての加盟国に実質作業の早期開始に会議を導くべく協力するよう求める。

9.決議984(1995)で言及された、NPT加盟の非核兵器国に対し核兵器を使用しないという安全の保証についての5核兵器国による声明を想起するとともに、そのような安全の保証が核不拡散体制を強化することを確認する。

10.安保理がこれまで行動をとってきた、核不拡散体制における現在の主たる試練に特別の懸念を表明するとともに、当該国家に対し安保理の関連決議の下での義務を完全に遵守するよう強く要求し、また、これらの問題について早期に交渉による解決に至るよう安保理が求めていることを再確認する

11~16. (略)

17.条約第10条に従って国家が提出する文書に記載された事象を含め、NPT加盟国が、いかなる国家による脱退の通知にも集団的に対応しうる様式の確定に関して、NPT再検討の一環として進行中の議論に留意しつつ、遅滞なく取り組むことを約束する。また、加盟国は脱退前に行われたNPT違反についての国際法上の責任を引き続き負うことを確認する。

18. (略)

19.加盟国が核輸出に関する決定をする際には、受領国がモデル追加議定書に基づいた追加議定書に署名、批准しているかを考慮することを奨励する。

20~23. (略)

24.核テロの攻撃対象となりうるあらゆる核物質の保安を4年以内に確保することを目的に、より良い安全基準ならびに核セキュリティ実施に向けた最善策を共有し、また、核テロの危険を低減すべく核セキュリティの基準を上げるよう加盟国に求める。


25. (略)

28.安保理決議1540(2004)が定義するところの非国家主体への拡散、あるいは非国家主体による拡散を含めて、核兵器およびその運搬手段あるいは関連核物質の拡散を含むあらゆる状況の監視を徹底し、国際の平和と安全の維持に求められるこれらの措置を適宜講じてゆく決意をここに宣言する。

29.この問題に引き続き関与することを決定する。

(訳:渡邊浩一、ピースデポ)

まで、我々は立ち止まってはならない。これは我々の任務であり使命である。

首脳会議と決議が「一過性のものに終わらせず、持続する」(事務総長)ものとなるための鍵は、市民社会の持続的な関与である。「NPTのあらゆる目的を促進するうえでの市民社会の貢献に留意」するとして決議前文の一節はその手がかかりとして活用できる。(湯浅一郎、田巻一彦) 

注

1 常任理事国(米、ロ、英、仏、中)に次の非常任理事国を加えた15か国。豪、ブルキナファソ、コスタリカ、クロアチア、日、リビア、メキシコ、トルコ、ウガンダ、ベトナム。

2 www.whitehouse.gov/assets/documents/LAquila_Non-Pro.pdf

3 9月16日付け「概念文書」。国連文書番号:S/2009/463。下記国連文章DBから文書番号で検索できる。<http://documents.un.org/welcome.asp?language=E>

4 国連による仮議事録。S/PV6191。

5 本誌第315・6号(08年11月15日)に抜粋訳。

CD (ジュネーブ軍縮会議)、ふたたび停滞へ？ 問われる「公正さ」の原則

8月31日、ジュネーブ軍縮会議(CD)の議長を務めるストロハル・オーストリア大使は、5月に採択された09年度「作業計画」の実施に向けた手続き事項の決定案について、65か国の合意追求を断念すると表明した¹。今年度最後となる第三会期の終了(～9月18日)が迫るなか、時間切れとの判断である。あらゆる手は尽くした、との議長の言葉に、数多くの本会議や非公式協議を通じ、粘り強い説得と交渉を続けてきたP6(議長を務めた6人の大使)の無念さが滲んだ。

本誌で既報の通り、5月29日の本会議で、09年度「作業計画」(「09会期の作業計画の設置に関する決定」。CD/1864)²が採択されていた。

CDにおいては毎年、7つの議題³に沿って「作業計画」を採択し、実質交渉や議論のための具体的な任務を担う特別委員会やコーディネーターを設置すると定められている。だが98年以降、4つの重要議題(①核軍縮、②兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)、③宇宙における軍備競争の防止(PAROS)、④消極的安全保証(NSA))をめぐっての対立が続き、CDは事実上の機能停止に陥っていた。こうしたなか、「作業計画」採択が11年ぶりに実現したことで、4つの議題、とりわけ、核不拡散体制の柱である「検証可能なFMCT」の早期交渉開始に扉が開かれたのである。

議長による調整努力

ところが5月以降、「作業計画」の実施に向けたプロセスをめぐり、CD65か国の不協和音がふたたび表面化した。

「作業計画」の採択は、すなわち作業の開始を意味するものではない。「誰が」「いつ」「どのように」計画を進めていくのか、「作業計画」を具体化するための追加的な手続き決定に合意することが次のステップとなる。これらの決定に参加国すべての速やかな同意を取り付け、その後の実質議論に十分な時間を確保することが、「作業計画」採択以後の3人の議長⁴に課せられた急務であった。

6月25日、モリタン議長は、会期中の活動スケジュール(CD/1866)⁵と、作業グループ議長及び特別コーディネーター候補リスト案(CD/1867)⁶の2つの文書を提示、各国の検討に付した。各議題の時間配分や議長候補らの地域バランスが慎重に考慮された案であったが、中国、パキスタンの反対で採択は見送られた。続いて就任したミラー議長は、第三会期初日の8月4日、中国ら数か国が指摘していた議長任期の点などを明確にした上で、2つの提案をひとつにまとめた「作業計画の実施に関する決定案」(CD/1870。以下、「決定案」)⁷を各国に提示した。これには5核兵器国を含め多くの政府代表が賛意を示したが、唯一合意を拒み続けたのがパキスタンであった。8月21日、パキスタンは「決定案に対する公式見解」と題する「修正案」⁸を議長に提出し、同国が主張する「4つの重要議題への平等の扱い」や「すべてにとって安全保障が減じない原則」を「決定案」の文面

に明示的に盛り込むよう要求した。

8月27日、パキスタンはあからさまに会議を批判した。自国が以前「大変良くバランスの取れた文書」(5月22日)⁹と評していた「作業計画」の採択時を振り返り、「文面に重大な問題があったが、すべての重要議題での広範な前進を可能とするべく、我々は誠実さの名の下に同意した」とし、「それらの問題は決定が履行されるなかで対処されるだろうというのが我々の期待であった。しかし採択直後から、我々は、手続き事項のような問題においてさえ、いくつかの国による失望、憂慮すべき策略に直面してきた」と述べた¹⁰。参加国からの相次ぐ困惑と苛立ちの声を受け、ストロハル大使は、パキスタンと希望国の非公式協議を開くなど状況打開の努力を続けたが、パキスタンの態度は軟化しなかった。

パキスタンの主張

「コンセンサス方式」をとるCDにおいては、過去いくつかの国が、議事進行を「人質」にとる形で自国の主張を押し通す強硬姿勢を示してきた。手続き事項の決定をめぐるパキスタンの姿勢はまさにその一例である。だが、その抵抗の背景にあるものを十分に認識することには意味がある。

上述したように、各重要議題に対する「平等性」をパキスタンは一貫して主張してきた。「作業計画」においては、FMCTにのみ条約交渉の任務が課され、他の議題については「意見と情報の交換」(核軍縮)、「実質的な議論」(PAROS)「実質的な議論(法的拘束力のある条約に関するものを含む)」(NSA)という内容に留まっている。しかし、パキスタンは、「4つの議題は等しく重要であり、その先に続くものは法的拘束力のある条約の形への発展である」と主張している¹¹。

また、「不平等性の凍結」¹²の言葉に象徴されるように、FMCT交渉が先行することは、十分な備蓄を持ち、すでに核分裂性物質の生産を停止している核兵器国の「既得権」を守ることになり、不平等が固定されるとパキスタンは警戒する。イランなどととも、パキスタンは長年、将来の生産禁止のみならず既存の備蓄を条約の対象範囲に含むことを主張してきた。

さらにこの問題を複雑にしているのが、「米印核協力協定」の存在である。

「わが隣国における核協力協定を鑑みれば、既存及び将来の備蓄の問題がパキスタンにとっていかに重要であることは自明であろう。協定は地域の戦略バランスを乱している。均衡が再構築されない限り、適切なFMTを作り上げることは困難である」とパキスタンは述べる¹³。大国の二重基準の弊害が顕著にあらわれた例とみるべきであろう。

来年のCD第一会期は1月18日にスタートする。65か国は速やかに「作業計画」と、続く手続き事項決定の採択を進めなければならない。しかし、今年の経過から、また、最終

核持込み密約問題への視座

(2)

空洞化された「非核三原則」

外相の「調査命令」

9月16日、岡田克也外相は就任直後の省議において、勲中外務事務次官に対し「核兵器持ち込み」を含む4つの「密約」に関して調査し11月末までに報告することを求める命令を発した(囲み参照)。歴代政権が一貫して「不存在」を主張してきた「密約」の暗部に政府の手によってメスを入れようという新政権の判断に拍手を送りたい。

外相は、17日未明の記者会見で、「密約」の存在が「結果として日本の外交を弱くしている」として、「まさしく政治家のリーダーシップを試されている」との認識を示した。また外相は、外務省による調査結果を評価・分析する外部有識者委員会を立ち上げるとの方針を示した。「有識者委員会」は、外務省の資料を精査し、政府OBからのヒアリングや訪米調査も行う。

この「有識者委員会」から想起されるのは、デンマーク政府の先進的な試みである(前号参照)。1968年にグリーンランドのツアーで起きた核兵器搭載爆撃機の墜落事故を契機とする同国内への核兵器持ち込み密約問題の真相を究明するために、デンマーク政府は独立の民間機関に調査を委託した。同機関が97年にまとめた「ツアー白書」によって国民は密約が存在したこと、それがどのような内容でありどのような形でなされたのかを知り、問題の一応の決着をみたのである。

日本の「有識者委員会」もデンマークと同じように機密保持の制約を受ける。委員会にどのような権限と行動原則

日にパキスタンが、「(CDは)加盟国すべての安全保障上の権益ならびに懸念を考慮しつつ、オープンかつ透明性のある形式での交渉を経た後に「作業計画」を採択する」等、来年の作業計画採択に際しての「5つの指針原則」¹⁴を強調したことからも、次回会期にこの一連の流れがスムーズにゆくかは不透明である。

「すべてにとって安全保障が減じない原則」を引き合いに出しながら、自国の核政策の維持・強化を最大の狙いとするパキスタンの姿勢はけっして容認されるものではない。しかし、提起された核をめぐる「公正さ」の問いに対し、5核兵器国を含む国際社会が今後どこまで歩み寄れるかが今後のCDの動向の鍵を握るであろう。(中村桂子)M

注

1 www.reachingcriticalwill.org/political/cd/speeches09/3session/31Aug_Strohal.html

2 [www.unog.ch/80256EE600585943/\(httpPages\)/B8B81436293BCD6AC](http://www.unog.ch/80256EE600585943/(httpPages)/B8B81436293BCD6AC)

平成21年9月16日

外務事務次官 藪中三十二殿

いわゆる「密約」問題に関する調査命令について

外交は国民の理解と信頼なくしては成り立たない。しかるにいわゆる「密約」の問題は、外交に関する国民の不信感を高めている。今回の政権交代を機に、「密約」をめぐる過去の事実を徹底的に明らかにし、国民の理解と信頼に基づく外交を実現する必要がある。

そこで、国家行政組織法第10条及び第14条第2項に基づく大臣命令により、下記4点の「密約」について、外務省内に存在する原資料を調査し、本年11月末を目途に、その調査結果を報告することを求める。

なお、作業の進捗状況は随時報告し、必要に応じて指示を仰ぐよう併せて求める。

- 一 1960年1月の安保改訂時の、核持ち込みに関する「密約」
- 二 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」
- 三 1972年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する「密約」
- 四 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」

外務大臣 岡田 克也

www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/pdfs/g_0909_08.pdf

を付与するのか、外務省の動向を注視したい。

59年「討議記録」と63年「大平合意」

本稿が主題とする「核持ち込み密約」とは、外相命令が調査を命じた4つのうち「一 1960年1月の安保改訂時の、核持ち込みに関する『密約』」である。この存在は、2000年4月の日本共産党不破哲三委員長による国会追及¹や朝日新聞の記事²によって明らかにされた。共産党が入手した1966年に米國務省と米国防総省国際安全保障担当が共同作成した公文書「V 日本と琉球諸島における合衆国の基地権の比較」に引用された「討議記録」(1959年6月)には、「事前協議」について次のように記載されている。同記録には藤山愛一郎外相とD・マッカーサー2世米駐日大使のイニシャルによる署名がなされて、両国が秘密書類として保管することになった。(この記録の本体はまだ発掘・公開されていない)。

「C『事前協議』は、合衆国軍隊とその装備の日本への配置、合衆国軍用機の飛来(エントリー)、合衆国艦船

1256F5600559BF97OpenDocument から文書番号で検索可能。本誌330号(09年6月15日号)に抜粋訳。

3 本文中の4つの重要議題に加え、⑤放射線兵器など新型大量破壊兵器、

⑥包括的軍縮計画、⑦軍備の透明性

4 モリタン・アルゼンチン大使、ミラー・オーストラリア大使、ストロハル・オーストリア大使。

5 2と同じURLから文書番号で検索可能。

6 2と同じURLから文書番号で検索可能。

7 8月6日に修正版(CD/1870/Rev.1)が出された。2と同じURLから文書番号で検索可能。

8 CDの公式文書(CD/1873)として8月24日に各国に配布された。

9 ザミール・カーン・パキスタン大使の発言、5月22日。

10 ザミール・アクラム・パキスタン大使の発言、8月27日。

11 ザミール・アクラム・パキスタン大使の発言、7月2日。

12 ザミール・アクラム・パキスタン大使の発言、6月4日。

13 同上。

14 ザミール・アクラム・パキスタン大使の発言、9月17日。

の日本領海や港湾への立ち入り(エントリー)に関する現行の手続きに影響を与えるものとは解されない。合衆国軍隊の日本への配置における重要な変更の場合を除く」。

ここでいう「現行の手続き」とは、59年当時有効であった「旧安保条約」(1951年締結)に基づく「手続き」のことである。「旧安保条約」では米軍の航空機、艦船は核兵器搭載の有無に関わらず自由に日本に飛来することができた。

63年3月、佐世保への初の原潜寄港に関連して池田勇人首相が「核弾頭を持った潜水艦は日本への寄港を認めない」と国会で答弁したことから、米国は59年の約束とその解釈が日本政府内で引き継がれていないことに疑念を抱くことになる。

1963年4月4日、エドウィン・E・ライシャワー米大使は大平正芳外相を米大使館に招き、上記討論記録を大平外相に示した上で、核兵器搭載軍艦の日本寄港や領海通過は1960年1月19日の「岸・ハーダー交換公文」の対象となる核兵器の〈イントロダクション〉(持ち込み)には含まれないことの確認を求め、大平外相もそれに同意した。合意内容は、次のようなコメントと共に同日付のライシャワー大使からラスク國務長官への長文の極秘電文として米国に送られた。「我が国の艦船上に核兵器が存在するかどうかという問題について発言することなく(発言を求められることもなく)、私は秘密の討議記録の解釈に関して、合衆国の現行の解釈に完全に沿う形で彼(大平外相)と相互理解に達した。(我々の解釈も、そもそも秘密記録の存在自身も、両方とも彼にとってはニュースであった)」²。これがいわゆる「大平合意」である。

空母ミッドウェーの核付き母港 (73年)

1971年、米国は空母と6隻の随伴艦の母港を日本に移す計画であることを日本に通知した。母港として指名されたのは当初は佐世保であったが、その後横須賀に変更された。米政府はこの母港化が事前協議問題における核兵器の〈イントロダクション〉問題を発生させるだろうとの認識を持っていた。

この日米交渉の経緯については、梅林宏道らによる本誌連載記事⁴に詳しいが、米政府が選んだ解決策は、「大平合意」を基礎とした拡大解釈によって、「核付き母港」に関する日本からの合意を取り付けるというものであった。そこで米国が示した論理は次のとおりである。

※母港化とは、乗組員家族が海外に居住し、寄港回数が増加するだけである。

※日本に艦船を配置(station)するわけではないので63年「大平合意」の状況から何ら変わることはない。

※したがって、事前協議は必要ないというのが米国の見解である。

ここで注意すべきは、「事前協議は必要ない」との認識を述べつつ、このことが話し合われたジョンソン・大平会談は、実質的には事前協議に他ならなかったことである。しかし、日本政府は核問題について口をつぐむことによって米国の論理に同意を与え、73年10月5日、空母ミッドウェーは横須賀に配備されたのである。

「タイコンデロガ事件」の政治決着 (89年)

米空母タイコンデロガが航行中に原爆を搭載した艦載

機水没させるという事故を起こしたのは、1965年の12月5日であった。この事故は1981年に米国防総省が発表した32件の核兵器事故のリストに含まれていた。(デンマークの「核持ち込み疑惑」の発端となったツーレの事故もこのリストにあった。)

1989年5月18日、タイコンデロガの当時の航海日誌を分析した「グリーンピース」の研究者たちが、事故の発生場所が沖永良部島の東方130キロの海域であり、同艦は事故後どこにも寄港することなく横須賀に入港した事実を発表した。またこの間、他の艦船との接触も一度もなかったことがピースデポの追調査で明らかになった。この暴露はマスコミにも大きく取り上げられ、大きな論争を巻き起こした。事故が起こった65年はまだ「非核三原則」は定式化されていなかったが、日本は核兵器持ち込みを拒否するという政策をとっていたことから、事故は過去の出来事ではなく、「1989年現在の日本の非核政策」を問うものであった。

しかし日本政府は「米から事前協議がない以上、核持ち込みはなかった」という答弁に終始し、89年12月26日に「この問題に関するこれ以上の議論は、我々の軍の運用上の政策を危うくするものであり、我々の国家安全保障上の利益に悪影響を与えるものである」という米政府の口頭回答によって「政治決着」された。


非核「二・五原則」

日本の非核政策が「非核三原則」として定式化されたのは、「大平合意」と「空母母港化」に挟まれた時期であった。1968年1月、佐藤榮策首相は国会答弁で「三原則」⁵を明らかにした。しかしその実態は、「核搭載艦船・航空機の一時的立ちより、通過」を「持ち込み」には含めない「非核二・五原則」であった。

81年には、「大平合意」の当事者であったライシャワー元駐日米大使(当時ハーバード大学教授)が「日本政府は(核武装米艦艇の寄港、領海通過の)事実をもう率直に認めるべき時である」と毎日新聞とのインタビューで話した(81年5月18日『毎日新聞』)。ライシャワーは「日本政府は国民にウソをついている」とまで言い切った。しかし、日本政府は国会での執拗な追及に対しても「密約は存在しない」と繰り返した。大平元外相は80年に急逝していた。

以上の事実は全て米国公文書として確認されたものであり日本側文書は「不存在」を理由に一切公開されていない。その実態を明らかにする作業が今始まろうとしているのであり、その帰趨は重大な関心の的である。

しかし、新政権と市民は「過去の罪状を暴く」ことにとどまってはならない。問われているのは密約問題の教訓を明日の日本の政策に活かしてゆくことである。

次号では、核持ち込み密約の実態を究明した後に、日本が何をなすべきかを考えたい。(田巻一彦) 

注

- 1 日本共産党HP。
www.jcp.or.jp/seisaku/gaiko_anpo/2000414_mituyaku_fuwa_yoshi.html
- 2 2000年8月30日『朝日』。経過は中馬清福著「密約外交」(文春新書、02年12月)に詳しい。
- 3 梅林宏道、大滝正明「核疑惑の精算:デンマークの教訓 V」(本誌第298号、08年2月15日)。
- 4 梅林宏道、中村桂子「民は之を知らしむべからず—極秘電報が暴く、米空母母港史の真相」VI(本誌第148号、01年10月1日)及びVII(本誌第150号、01年11月1日)。
- 5 1968年1月30日、第58国会衆議院本会議。

天然素材パン工房経営
高木みのりさん



平和が膨らむ ほどよい発酵温度

私たちの「リトル・トリー」は、夫が神奈川県相模原市の「サンレモ」というパン屋で修行していたことに始まります。師匠の西山浩さんがとても熱い人で、彼は「地球環境をどうしていくか、未来の世代に何を残していくのかは今の世代の大人に課せられた責任だ。それをどう表現していくか」といったときに、自分はパン屋なんだよね」と言うんです。初めはピンとこなかったのですが、パン屋は、原材料の選び方から始まり、発信の仕方によっては様々な可能性が広がります。また、夫は学生時代にアレルギー体質で身体を悪くしたこともあり、食はいのちをつくると考えていました。パン屋なら私が今まで学んだことを活かせると思い、2001年に夫と一緒に独立しました。最初はお店を切り盛りし、師匠のパンを再現することで精一杯でした。

転機となったのは2003年、イラクへの自衛隊派兵が行われ、世の中がどんどん物騒になっていくことへの危機感でした。ちょうどその年に子どもが生まれたこともあって、何かしなければという思いを募らせていました。そんなとき、一児の母である常連さんが「これ知ってる?」と坂本龍一さんの『非戦』という本を持ってきたことから、ご近所の人たち(お客様)との繋がりが生まれました。子連れでピースウォークに参加したり、緩やかなかたちで、地域のお母さんたちとどんどん友達になっていったんです。また、色々調べるうち、辻信一さんの「ナマケモノ倶楽部」と関連して、若者たちが立ち上げた「9LOVE (クラブ)」というグループを見つけました。彼らは声高に「反対」を叫ぶのではなく、9条や平和そのものに「自分たちがなってしまう」と、オシャレな9Tシャツを着て、みんなで街に繰り出すなど、創造的な活動を楽しみながら展開していました。そこで地元のお母さんたちと9Tシャツを買い揃え、さりげなく表現するようになり、04年には「9LOVE」の協力で、「9パン」を作ることになりました。9種類のフルーツや木の実を埋め込んだ「9」の形のパンで、インドの環境運動家ヴァンダナ・シヴァの「ナブ

ダーニャ (9つの種子、すべてのいのちの基本)」という運動に連なるものです。

アメリカ先住民族の村に滞在した経験から、環境や身体にいいものをつくる延長線上には7世代先の子もたちに残したい世界がある、という意識はありましたが、地元で顔の見える中で平和に関して取り組むというのはすごく勇気がいりました。「憲法9条」のパンだなんて、「左翼か?」とレッテルを貼られて売れない店になってしまわないかな(苦笑)と。でも、戦争に行ったらみんな死んでしまうわけだし、そういう概念に捕らわれている方こそもう古いのかもと思い、やってみることにしました。

04年、「9LOVE」のあるお母さんが、米軍基地移設問題で揺れる沖縄県名護市辺野古に座り込みに行っているときに東京でイベントを開き、電話中継することで現場の空気を受けとめようということになり、今度は「ジュゴンパン」を作ることになりました*。「9LOVE」からの要望で、ミントブルーの海をイメージして、ミントのあんこを入れて作ってみたところ旨くいかなくて(笑)、沖縄県浦添市産の紅芋あんこで勘弁してもらいました(現在は九州産)。その後あるきっかけで、05年のTVドラマ「H2」の中で、特大サイズのジュゴンパンをさりげなく、何度も登場させてもらえることになりました。ただその時は、「ジュゴンの棲む沖縄のサンゴ礁の海を埋め立てて米軍基地が造られるのを止めたくて…」とストレートには言わず、あえて「ジュゴンってかわいいですよ〜」くらいで表現しました。

学生時代にゼミで沖縄に行き、沖縄戦で集団自決が起きたチビチリガマに入った時の記憶が強烈に残っていたので、ジュゴンパンもぜひやらなくちゃと思いました。でも、知らない人にその温度をそのまま持ち込むと失敗するんですよ。温度差を埋めるために、本当にふわっとしたところまで落としていかないと伝わらないのだけど、おじい、おばあの座り込みを「ジュゴンかわいいでしょ」というところまで落としていいのか、葛藤がありました。でも社会には色んなところで、何とかしたいと思っている人がいて、ずっと発信していけば何かが変わるんだと実感しました。

よく私が言われるのは「発酵の温度が高すぎる」ということです。「9LOVE」のクールな若い子たちからすると、私は熱すぎるかもしれませんね(笑)。団塊の世代は私から見ても熱く感じることもあるし、やっぱり「温度」ってあるんだなと。それはパンと同じで、適温があり、熱すぎると過発酵してしまうんです。過発酵すると酸っぱかったり、膨らまなかったり、おいしくなくなります。「食えないやつ」になる(笑)。だから面白いことに、伝えると言うことも、パンづくりも、通じるところがあるんですね。(談。まとめ、写真:塚田晋一郎)

*琉球新報 (05年3月19日)に関連記事。「辺野古問題訴えたい ジュゴンパンに平和の思い込め」<http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-88-storytopic-1.html>

たかぎ・みのり

恵泉女学園短期大学卒。明治学院大学国際学部卒。アメリカの先住民族ホピの村に滞在経験を持つ。国産小麦・自家製酵母パンの店「リトル・トリー」を夫と経営。03年の自衛隊のイラク派遣以降、「9パン」、「ジュゴンパン」の制作・販売などを通して、暮らしの中から平和・環境の取り組みをおこなう。

リトル・トリー: TEL042-728-5561 <http://littletree.littlestar.jp/>(取り寄せ可&オンラインショップ有)

日誌

2009.9.6~9.20

作成:塚田晋一郎, 新田哲史

CIA=米中央情報局/CTBTO=包括的核実験禁止条約機関準備委員会/EU=欧州連合/FMCT=兵器用核分裂性物質生産禁止条約IAEA=国際原子力機関/ICNND=核不拡散・核軍縮に関する国際委員会/MD=ミサイル防衛/NATO=北大西洋条約機構/NPT=核不拡散条約

- 9月6日 イラン国営プレスTV、同国がステルス巡航ミサイルに対する迎撃システムを数十基設置したと報じる。
- 9月6日 ボスワース米北朝鮮担当特別代表と柳韓国外交通商相がソウルで会談。米朝対話は6か国協議の枠内で行うことで合意。
- 9月8日 米国務省、北朝鮮原子力総局と「朝鮮タンゲン貿易会社」を、在米資産凍結や商取引禁止の制裁対象への追加を発表。
- 9月9日 民主、社民、国民新の3党首が会談。核軍縮や東アジア共同体構想を含む10項目の連立合意文書に署名。
- 9月9日 イラン政府、安保理常任理事国とドイツの6か国に対し、核問題交渉のたたき台にするための「新提案」を提出。
- 9月11日 24日開催の核軍縮・不拡散に関する安保理首脳特別会合を主宰する米、会合での決議案を理事国15か国に配布。
- 9月11日 クローリー米国務次官補、北朝鮮との「2国間協議の用意がある」とし、直接対話への柔軟姿勢を初めて公式に示す。
- 9月13日 ICNNDの報告書草案に、米の「核の傘」弱体化を恐れる日本の委員が異論を表明していることが判明。共同。
- 9月14日 IAEA年次総会、ウィーンで開幕。天野之弥大使を次期事務局長として正式承認。12月1日付で就任。任期は4年。
- 9月14日 安保理、UAEが北朝鮮からイランに向けた武器輸送船を摘発した件で、近く発足する専門家パネルが調査することを決定。
- 9月15日 第64回国連総会開幕。
- 9月15日 ホワイトハウス、10月24、25日開催のCTBT発効促進会議に米政府代表団を派遣する方針を明らかに。参加は10年ぶり。
- 9月15日 ブレア米国家情報長官、CIAなど16の米情報機関の活動費として年間約750億ドルが支出されていることを初めて明らかに。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 **アボリション・ジャパンML**に参加を
abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に空メールをお送りください。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

公開セミナー
のご案内

新政権への期待と課題

～核兵器廃絶の「国際規範」確立に向けて～(仮)

10・20(火)

午後6:30~9:00

(開場:6:15)

資料代:500円

(事前申込不要)

明治学院大学(白金キャンパス)本館10階国際会議場

東京メトロ南北線、都営地下鉄三田線「白金台駅」徒歩7分

同時通訳付

講師:

レベッカ・ジョンソンさん(英アクロニム研究所所長)

梅林 宏道さん(ピースデポ特別顧問)

共催:ピースデポ、明治学院大学国際平和研究所(PRIME)

- 9月16日 衆参両院本会議、鳩山由紀夫民主党代表を第93代首相に指名。内閣が発足。
- 9月17日 岡田外相、日米の「核持ち込み密約」などの調査、11月末までの報告を数中外交務事務次官に大田命令を發出。(本号参照)
- 9月17日 岡田外相、政権発足後100日間に取り組む優先課題として、密約問題、普天間飛行場移設、給油活動に代わるアフガン・パキスタン支援、地球温暖化の4点を挙げる。
- 9月17日付 米韓両政府が北朝鮮の核廃棄と引き換えに金総書記体制の存続を認める案を検討していることが判明。6か国協議筋。
- 9月17日 オバマ米大統領、東欧へのMD配備計画の見直しを発表。メドベージェフ露大統領は「責任ある対応」とし、歓迎する声明。
- 9月18日 ジュネーブ軍縮会議(CD)の第三会期が終了。FMCT交渉開始を含む実質的作業は進展せず。(本号参照)
- 9月18日 IAEA年次総会、イスラエルのNPT加盟を求める決議、北朝鮮の核実験実施を非難する決議を採択。
- 9月18日 金北朝鮮総書記、胡中国国家主席の特使として訪朝した戴国務委員との会談で6か国協議復帰の可能性を示唆。新華社電。
- 9月18日 キャンベル米国務次官補、日米の核持ち込み密約は歴史的事実との認識を表明。
- 9月19日 ポポフキーン露国防次官、米の東欧MD配備見直しを受け、カリニングラードへのミサイル配備計画を見直すと明らかに。

沖縄

- 9月7日 米原子力潜水艦「サンタフェ」、ホワイトビーチを出港。8月30日から寄港。
- 9月7日 県、08年度の航空機騒音測定結果を発表。飛行制限時間内の騒音回数(月平均)は嘉手納で07年度からほぼ倍増の400.7回。
- 9月7日 普天間代替施設建設の環境アセス準備書を審査する、第6回環境影響評価審査会。
- 9月10日 沖縄防衛局、普天間基地移設を想定したヘリの試験飛行で騒音と低周波を測定。辺野古区内で80.6デシベルを記録。

- 9月10日 普天間基地の辺野古移設を前提にした新たな3件の工事の入札が実施。
- 9月11日 3月に死亡事故が発生した米軍キャンプ・シュワブ内廃弾処理場で、海兵隊が使用を再開していたことが判明。
- 9月12日 米原潜「サンタフェ」、ホワイトビーチに寄港。14日まで停泊。
- 9月14日 伊波宜野湾市長、民主、社民、国民新、共産の各党を訪ね、普天間基地の県外・国外への移設や地位協定改定などを要請。
- 9月14日 島袋名護市長、普天間代替施設に関し、「白紙撤回は考えていない」と発言。
- 9月14日 普天間代替施設に関する第7回環境影響評価審査会。防衛局がアセス準備書でジュゴン調査結果を検討から除いたことが判明。
- 9月17日 岡田外相、普天間移設に関し、県外・国外移設を目指す姿勢は変わらないとし、「年内が一つの判断時期」と述べる。
- 9月17日 北沢俊美防衛相、普天間基地の県外移設について、「いい選択だが、現実を直視して対応をしたい」と述べる。
- 9月18日 岡田外相、キャンベル米国務次官補との会談で、普天間県外移設の立場を説明。次官補は県外には応じない立場を示す。
- 9月18日 在沖米軍トップの在沖米四軍調整官が、テリー・ロブリング中将に交代。

今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- FMCT=兵器用核分裂性物質生産禁止条約、カットオフ条約
- IAEA=国際原子力機関
- IMS=国際監視システム
- MD=ミサイル防衛
- NATO=北大西洋条約機構
- NPT=核不拡散条約
- NSA=消極的安全保証
- PAROS=宇宙における軍備競争の防止
- SORT=戦略攻撃力削減条約
- START=戦略兵器削減条約

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org>、梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@com.home.ne.jp>

田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- 「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、新田哲史、津留佐和子、中村和子、山口響、渡邊浩一、梅林宏道